別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和 3 年度 豊島区収納対策本部 第 1 回税・保険料部会
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催	日時	令和 3 年 5 月 21 日 (金) 午前 11 時 ~11 時 59 分
開催	場所	802 会議室
議	題	 令和3年度 収納対策本部の年間スケジュールについて 令和3年度 収納対策本部資料について その他
公開の 可否	会 議	□公開 ■非公開 □一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
	会議録	□公開 □非公開 ■一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
出席者	委員	区民部長、税務課長、国民健康保険課長、高齢者医療年金課長、介護保険課長
	その他	
	事務局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		資料1 令和3年度 年間スケジュール (案) 資料2 令和3年度 収納対策本部・部会名簿 資料3 令和3年度 税・保険料の収納状況 資料4 税・保険料の収納状況等について 資料5 令和2年度 収納推進基本方針 柱立

審議経過

案件1:令和3年度 収納対策本部のスケジュールについて

(1) 案件の説明

各部会と本部の流れについて説明。

税・保険料部会では例年、収納推進基本方針を定め、収納対策本部において実施状況を報告している。第1回本部は7月末に開催予定であり、そこでの報告に向けて、部会の第2回目は6月下旬、第3回目を7月中旬に開催予定。

第2回目の部会では決算を含む資料の作成、コロナの影響や課題の整理などを行い、 第3回目で今年度の方針をまとめていく。第4回は、決算の収納状況(見込)を報告していく。

また、私債権検討部会も昨年に引続き開催し、本部にて報告する予定である。

(2) 主な意見と質疑

なし

(3) 結論

令和3年度 収納対策本部のスケジュールについて一同了承。

案件2:令和3年度 収納対策本部の資料について

(1) 案件の説明

昨年の第1回まで記述量の多かった資料を、第2回で簡素化した。今回もそれを踏まえていく予定。

資料3は、税・保険料の収納状況の決算値・過去3か年の比較した資料。

資料 4 は、新規資料の素案で、これまでの記述の多かったものを各課 1 枚にコンパクトにまとめたもの。項番の 1,2 は決算額・収納率・23 区順位とその総括。項番の 3~6 は主な取り組みとして方針の主だったものを抜粋。コロナの影響・対応。

いま示しているものは税務課分。各課で同じものを作成することとしたい。

資料 5 は基本方針の柱立。前年度からの追加があれば足し、削除すべきものは削除する。

昨年までは、収納チャネルごとの状況、コロナの影響なども付けていたことも踏ま え、付け足すべきものがあれば意見をいただきたい。

(2) 主な意見と質疑

【高齢者医療年金課長】

資料4について、表とグラフの配置、項番。見え方、見せ方、スペースの問題も含めて再考してもよいのでは。「主たる目標」という表現についても、他の言い方で何かないか、たとえば、「取り組み事項」と「内容」。決算数値も単位が抜けていれるので。4課で揃え、「百万円単位」と補記してほしい。

【国民健康保険課長】

「with コロナ」「after コロナ」を見据えた記述は難しい。いつからが「After」なのかも、まだ見極められない。

【税務課長】

資料4の6番には、コロナ禍の状況や影響を踏まえた考え方などを入れていきたい。

【事務局】

税務課では、徴収を猶予していた方から徴収をしていかなくてはいけない。ただし、 全体額に占める割合は大きくない。

【高齢者医療年金課長】

コロナ禍を踏まえ R3 年度はどうしていくかという話については、収納対策だけでなく感染対策を鑑み、窓口よりも電話、郵便を優先するという点もある。

【国民健康保険課長・介護保険課長】

課に持ち帰って、どういうことを資料に落とし込めるのかを検討させてほしい。

【税務課長】

方針の柱立で、2 年度に「滞納累積防止策の検討」としていたものを、3 年度も引き 続き「検討」のままでよいか。

【事務局】

福祉総務課にて行っている「福祉包括化支援部会」に税務課も入る予定だったが、2 年度は諸事情で入れなかった経緯がある。引き続きの「検討」とするか、改めて「連携」という項目にするか。いずれにしても、生活支援を行った結果として、税が払える状態になることが理想。

【高齢者医療年金課長】

柱立の5番「生活再建」は、税と国保だけでなく、4課で関わっていく形がよいのではないか。「執行停止処分の実施」も同様。これに関しても課に持ち帰って検討としたい。

案件3:その他

【事務局】

次回の日程について事務局から連絡する。